

## 貸付申請にともなう確認事項

次の内容を確認し、チェック欄に申請者および連帯保証人によるチェックのうえ、署名をして提出してください。  
※ すべての項目について理解していることが貸付の前提となります。貸付要件はこれ以外にもあります。

(2024.10改訂)

状態	確認内容	申請者 チェック欄	連帯保証人 チェック欄
貸付決定後	① 借用証書に申請者および連帯保証人の実印を押印のうえ、印鑑登録証明書の提出が必要です 貸付金の振込は、横浜銀行となります 借用証書は、発行から概ね1ヶ月程度で提出期限を設定しております 提出期限を過ぎると貸付ができない場合がありますので、事前に必要書類について確認するようご注意ください		
在学中	② 貸付金は3か月ごとの分割交付となります。留年または休学した場合、送金は停止します 進級または復学を確認後に送金を再開します		
	③ 退学した場合、貸付金の全額返還となります 返還開始は退学した翌月からとなり、返還期間は最大で貸付期間の3倍の期間です		
国家資格取得について	④ 社会福祉士修学資金貸付について 養成校卒業の翌々年度までに社会福祉士に合格できなかった場合は貸付金の全額返還となります		
	介護福祉士修学資金貸付については、卒業する年度により要件が異なります 該当する卒業年度の内容を確認し、チェックしてください	/	/
	⑤ ※ 2027年4月以降に卒業の場合 養成校卒業年度の翌々年度までに介護福祉士に合格できなかった場合は貸付金の全額返還となります  ※ 2027年3月までに卒業の場合 介護福祉士に合格できなかった場合でも経過措置(※1)による介護福祉士登録が可能です。 詳細については、養成施設等で確認してください		
従事・返還について	⑥ 介護福祉士・社会福祉士資格取得後、神奈川県内において指定の施設・職種で継続した5年間の従事が必要です ※中高年離職者対象として資格取得後の従事期間が3年間となる場合については、貸付申請時点で手続きが必要です。対象者は、養成施設入学時に45歳以上で離職から2年以内の方となり、離職証明書などの書類を提出してください。別途、審査となります		
	⑦ 介護福祉士・社会福祉士資格取得後、神奈川県内の指定の施設であっても、看護師・保育士または事務員など、貸付を受けて取得した資格と違う職種で従事する場合、貸付金の全額返還となります		
	⑧ 転職期間に2か月以上要した場合、貸付金の全額返還となります 貸付期間以上の従事があっても、自己都合による退職の場合は、貸付金の全額返還となります		
その他	⑨ 貸付決定後、やむを得ない事由を除き連帯保証人を変更することはできません (やむを得ない事由とは、死亡または自己破産など保証能力がなくなった場合)		
	⑩ 貸付金の返還となった場合、借受者および連帯保証人へ同時に返還請求を行います 連帯保証人は、借受者と同等の債務を負うこととなります		
	⑪ 転居・転職など状況に変更が生じた場合、届出が必要です 届出を怠った場合も、貸付金の返還となる場合があります		

以上、確認しました

記入日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

記入日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者氏名: \_\_\_\_\_  
(自署)

連帯保証人氏名: \_\_\_\_\_  
(自署)